

# 天津市安全生産条例

(2018年1月)

日本貿易振興機構(ジェトロ) 北京事務所

本資料はジェトロが北京市大地法律事務所に委託して作成しました。

本資料は仮訳です。ビジネスで活用される場合には、必ず中国政府が発表した原文を確認いただくようお願いします。原文は天津市のウェブサイト

(<http://www.tjrd.gov.cn/flfg/system/2016/11/18/030007892.shtml>) でご覧いただけます。

## 天津市安全生産条例

(2010年7月22日天津市第15期人民代表大会常務委員会第18回会議にて可決、2016年11月18日天津市第16期人民代表大会常務委員会第31回会議にて改訂。)

### 第一章 総則

第1条 安全生産業務の強化、生産安全事故の防止と低減、人々の生命および財産の安全の保障ならびに経済社会の持続的で健全な発展の促進のため、『中華人民共和国安全生産法』等の関連する法律、法規に基づき、天津市の実際の状況を加味して本条例を制定する。

第2条 本条例は、天津市の行政区域内で生産経営活動に従事する事業者(以下「生産経営事業者」とする。)の安全生産およびその監督管理に適用する。

消防の安全、道路交通の安全、鉄道交通の安全、水上交通の安全、民間航空の安全、原子力および放射線の安全ならびに特殊設備の安全に関連する法律または法規に別途定めのある場合、当該規定を適用する。

第3条 安全生産業務においては、人間本位を旨として、安全な発展を維持するために、安全第一で予防を中心とする総合的な整備を行う方針を堅持し、管轄地の管理、級ごとの責任の履行および「業界管理での安全管理、業務管理での安全管理、生産経営での安全管理を徹底する。」という原則を守り、生産経営事業者の責任履行、従業員の参与、政府による監督管理、業界の自主規制および社会全体での監督が実施される体制を確立する。

第4条 生産経営事業者は、安全生産に主体的責任を負う。

生産経営事業者の主要責任者は、安全生産の第一責任者であり、当該事業者の安全生産業務について全般的に責任を負う。

生産経営事業者は、主要責任者の安全生産に関する管理職責の履行に協力する、安全生産の分担責任者を置かなければならず、その他の責任者は、各自の職責の範囲内で安全生産業務に対し直接管理する責任を負う。

第5条 市および区の人民政府は、安全生産業務に対する指導を強化し、安全生産の特別計画を国民経済、社会発展計画および年間計画に組み込み、各関連機関が法により安全生産監督管理の職責を履行することを奨励し、安全生産業務の協調体制を確立して

それを整備し、安全生産監督管理における重要な問題を遅滞なく調整し、解決しなければならない。

市および区の人民政府は、安全生産監督管理に必要な経費を保障して、その級の予算に組み込まなければならない。公共の安全にかかわる重大な生産安全事故の潜在的発生要因の処置、生産安全事故への緊急対応救助および必要経費の調査処理についても保障しなければならない。

第 6 条 市および区の人民政府の安全生産委員会は、その行政区域内の安全生産業務における重要事項の検討準備、統括協力に責任を負い、関連する法律、法規および規則の規定に基づいて会員事業者の安全生産業務の職責を統括し、その級の人民政府に報告し認可を受けた上で実行するものとする。

市および区的安全生産の監督管理機関は、安全生産委員会の日常業務を担当する。

第 7 条 各級の人民政府およびその関連機関の主要責任者は、安全生産業務について全般的な指導責任を負い、安全生産に関する監督管理の分担責任者は、安全生産の総合監督管理業務について指導責任を負い、特別業務を分担する責任者は、担当する業務における安全生産について指導責任を負う。

各級の人民政府およびその関連機関は、国および天津市の関連規定により安全生産監督管理責任制を確立・整備し、これを徹底する。

第 8 条 郷・鎮の人民政府、街道弁事処は、安全生産監督管理を担当する機関や人員を明確に定め、管轄する行政区域内の生産経営事業者に対する安全生産状況への監督と検査を強化し、上級の人民政府の関連機関が法により安全生産監督管理の職責を履行することに協力する。

各経済機能区の管理機関は、関連する人民政府が確定する権限により安全生産監督管理の職責を履行しなければならない。

第 9 条 労働組合は、法により安全生産業務への監督を強化し、生産安全事故の調査に参加し、安全生産の保障にかかる意見や提案を提起し、業務に従事する者の安全生産分野における適法な権益を維持・保護する。

第 10 条 関連する業界団体は業界の自主規制を強化し、法律、法規および定款により、生産経営事業者に対して安全生産の情報に関する照会、技術交流、教育訓練等のサービスを提供し、生産経営事業者の安全生産管理を指導し、関連する安全生産検査の実施に参加し、安全生産に関する基準の制定に参加する。

第 11 条 各級の行政機関、団体、生産経営事業者は、複数の形式により、安全生産にかかる法律、法規および安全生産に関する知識の宣伝教育を強化し、生産経営事業者およびその従業員の事故防止能力を高めなければならない。

市および区の人民政府は、安全教育実践基地を段階的に設立し、安全生産教育のモデルを刷新しなければならない。

ニュース、出版、ラジオ、テレビ、新聞・雑誌、インターネット等の事業者は、安全生産に関する公益宣伝教育を行い、安全生産業務に対する世論の監督を強化しなければならない。

第 12 条 各級の人民政府および関連機関は、安全生産条件の改善、生産安全事故の防止または減少、危険からの緊急救助への参加、安全生産に関する科学技術の研究・普及、安全生産監督管理等の分野において顕著な成績を収めた事業者および個人に対し、国や天津市の規定により報奨を与えなければならない。

## 第二章 生産経営事業者の安全生産に関する保障

第 13 条 生産経営事業者およびその責任者は、安全生産に対する主体的責任の意識を確立し、建設プロジェクト、施設設備、工事技術、原料および完成品、作業プロセス、人員の使用等にわたる生産経営の全過程において、安全生産の主体的責任を負わなければならない。

第 14 条 生産経営事業者は、すべての職務および従業員の安全生産責任制度を確立・整備し、級や職務ごとに安全生産責任書を締結しなければならない。安全生産責任制度には、次に掲げる内容を含めなければならない。

- (1) 主要責任者、分担安全責任者およびその他の分担責任者の安全生産責任の範囲および審査基準。
- (2) 各部署、各職務の責任者の安全生産責任の範囲および審査基準。
- (3) 各職務の作業従事者の安全生産責任の範囲および審査基準。
- (4) 賞罰措置。

生産経営事業者は、その事業者の安全生産責任制度の審査体制を確立・整備し、定期的に安全生産責任制度の実施徹底状況について監督審査を行わなければならない。

第 15 条 生産経営事業者は、安全生産に関する法律、法規、国家基準および業界基準を遵守し、安全生産管理制度および安全操作規程を制定し、安全生産への投入を保証し、安全生産の条件を整備し、安全生産に関する管理ファイルを整備する。

安全生産の条件を具備していない生産経営事業者は、生産経営活動に従事してはならない。

第 16 条 生産経営事業者は、その事業者の生産経営の特徴に基づき、定期的に事業者内の安全生産業務について自主点検を行い、自主点検報告を作成して調査に備え保管する。

第 17 条 生産経営事業者の主要責任者は、法律、法規に所定されている安全生産の職責を履行し、定期的に安全生産に関する問題の検討を実施し、従業員代表大会、従業員大会、株主大会への安全生産の状況報告を毎年少なくとも 1 回行い、関連機関の監督と検査を受け、労働組合および従業員により監督を受けなければならない。

第 18 条 鉱山、金属製錬、建築施工、道路運送、都市軌道交通の運営事業者および危険物の生産、経営および貯蔵等の高い危険性を伴う事業に従事する生産経営事業者は、以下に掲げる規定により安全生産管理機関を設置するか、専任の安全生産管理者を配置しなければならない。

- (1)従業員数が 30 人未満の事業者は、専任の安全生産管理者を配置しなければならない。
- (2)従業員数が 30 人以上 100 人未満の事業者は、専門の安全生産管理機関を設置し、専任の安全生産管理者を 2 人以上配置しなければならない。
- (3)従業員数が 100 人以上 1,000 人未満の業者は、専門の安全生産管理機関を設置し、専任の安全生産管理者を 4 人以上配置しなければならない。
- (4)従業員数が 1,000 人以上の事業者は、専門の安全生産管理機関を設置し、従業員数に対し 0.5%の割合で専任の安全生産管理者を配置しなければならない。

第 19 条 高い危険性を伴う事業に従事せず、従業員数が 100 人以上である生産経営事業者は、専門の安全生産管理機関を設置し、専任の安全生産管理者を 2 人以上配置しなければならない。従業員数が 100 人未満である場合は、専任または兼任の安全生産管理者を配置しなければならない。

第 20 条 生産経営事業者の安全生産管理機関および安全生産管理者は、法律、法規に所定されている安全生産の職責を履行しなければならない、規則違反の指揮、危険の

伴う作業の強制および操作規程に違反する行為についての制止命令に従わない、またはこれを是正しない場合は、速やかに生産経営事業者の責任者に報告してファイルに記録保存する。

第 21 条 生産経営事業者は、以下に掲げる規定により、従業員に対し安全生産に関する教育および訓練を実施し、訓練記録に記入しなければならない。

- (1)安全生産管理者に対し、定期訓練を行う。
- (2)新規採用した従業員に対し、就業前訓練を行う。
- (3)担当業務の変更、新たな工程、技術、素材の採用や、新たな設備使用の際に特別訓練を行う。
- (4)半年以上休業した後、業務に復帰する従業員に対し、復職訓練を行う。
- (5)全従業員を対象に、毎年少なくとも 1 回、安全生産教育を実施する。

安全生産教育および訓練に合格していない従業員は、業務作業に従事することができないものとする。

第 22 条 生産経営活動において、従業員は次の権利を享受する。

- (1)安全生産の保障、職業危害防止および労働災害保険等の待遇
- (2)担当職務、作業場所に存在する危険や、職業上の危険要素を認識すること、およびその防止、応急措置
- (3)国の基準または業界基準に適合する労働安全用品の受給と使用
- (4)安全生産知識と技能についての訓練への参加
- (5)関連規定により職業健康診断を受診する。
- (6)その事業者の安全生産業務について提案、批判、意見を提示し、安全生産に対する違法行為を摘発、告訴する。
- (7)規則に違反した、危険を伴う作業の指揮命令に対して拒否する。
- (8)身の安全に直接危険の及ぶ状況に遭遇した場合、可能な応急措置を講じ、作業を停止するか、作業場所から退去する。
- (9)生産安全事故のために被った損害について、法により賠償を得る。
- (10)その他、法律、法規に所定されている権利。

第 23 条 生産経営活動において、従業員は次に掲げる義務を履行しなければならない。

- (1)安全の意識を確立し、事業者内の安全生産の規則制度および操作規程を遵守し、管理に従い、労働安全用品を正確に使用する。
- (2)安全生産に関する教育および訓練を受け、自身の担当業務に必要な安全生産の知識および技能について把握する。

(3)事故の潜在的発生要因や危険要素を速やかに発見し、報告する。

(4)その他、法律、法規に所定されている義務。

第 24 条 生産経営事業者の意思決定機関、主要責任者または投資家は、安全生産の条件に必要な資金の投入を保証し、安全生産に関する資金を年度の財務計画に組み入れなければならない。

関連する生産経営事業者は、国の規定に従って安全生産に関する費用を積み立てて使用し、安全生産条件の改善のためにのみ使用しなければならない。安全生産に関する費用は事実どおりに生産コストに計上する。

第 25 条 天津市は、生産経営事業者が安全生産にかかる責任保険を付保することを奨励する。

生産経営事業者は、法により労働災害保険に加入し、従業員のために保険料を納付しなければならない。

第 26 条 鉱山、道路運送、建築施工、危険化学物、花火・爆竹、都市軌道交通および金属製錬、大規模な商取引に従事する生産経営活動の事業者は、国で別途規定している場合を除き、3年に1度、自身の安全生産の条件について安全評価を行わなければならない。

第 27 条 生産経営事業者が爆破、点火、クレーン作業、建物の取り壊し、高所吊り下げ、土木掘削、パイプライン浚渫、狭小空間での作業や、国が規定するその他の危険作業を行う場合は、以下に掲げる規定を遵守しなければならない。

(1)危険作業を行う企業内部の承認制度を実行し、現場の作業条件、作業人員の業務担当資格および労働安全用品の配備状況が、安全作業の要求に適合しているかどうか確認する。

(2)相応の安全設備を配備し、安全防御措置を講じ、特定の専任者が現場で統一指揮および監督を行う。

(3)危害のリスク評価を行い、制御措置、作業計画、安全操作规程を制定する。

(4)緊急対応救助マニュアルを制定し、直接人身の安全に危険が及ぶ緊急事態を発見した際に、緊急対応措置を取る。

(5)法律、法規または国、天津市および関連業界の危険作業に対するその他の規定。

生産経営事業者が、前項に規定する危険作業を、ほかの専門業務資格を持つ事業者に委託して行う場合、作業前に受託者と安全生産管理協議を締結し、各自の安全生産

の職責について明確にしなければならない。

第 28 条 燃焼・爆発の起き易い作業場所について、国家基準、業界基準に適合する換気システムおよび制限超值過警報、爆発防止のための圧力緩和を行い、ヒューズ制御および静電防止等の安全監視制御装置を据え付け、爆発防止機能のついた電気設備を使用しなければならない。

第 29 条 生産経営事業者は、重大な危険の発生源に対して、以下の措置を講じなければならない。

- (1) 重大な危険の発生源の管理制度を確立・整備し、重大な危険の発生源の管理ファイルを設けなければならない。
- (2) 運行状況の全過程を動態監視制御し、適時リスクを除去する。
- (3) 安全施設、設備の定期検査測定を行う。
- (4) 国の関連規定に基づき安全評価を行う。
- (5) 緊急対応救助機材、設備、物資を配備し、重大な危険の発生源の緊急対応マニュアルを制定し、定期的に訓練を実施する。
- (6) 規定により所在地の安全生産監督管理機関および関連機関に、重大な危険の発生源の監視制御および関連する安全措置、緊急対応管理措置の実施状況について報告を行う。

第 30 条 生産経営事業者は、事故の潜在的発生要因の総点検制度を確立・整備し、事故の潜在的発生要因の検査、登記、報告、モニタリング、改善、検収および資金保障等の事項について具体的に規定する。

生産経営事業者は、事故の潜在的発生要因について、技術的措置および管理措置を講じて適時除去するとともに、事故の潜在的発生要因の総点検の状況について分析し、事実どおりに記録する。

第 31 条 不動産管理サービス企業は、サービスを提供する区域の通路、消防用設備・通路、地下駐車場、し尿処理タンク、マンホール、エレベータ、スチーム暖房等の重点箇所について経常的な見回り点検を行わなければならない。安全リスクが発覚した場合は直ちに処理し、処理できない場合は、関連する専門機関に報告するとともに警告を発し、所在地の街道弁事処、郷・鎮人民政府または安全生産監督管理の職責を負う機関に対しても報告を行う。

同一の建築物内において、複数の生産経営事業者が共同で委託する、不動産管理サービス企業またはその他の管理者が管理を行う場合、不動産管理サービス企業また



はその他の管理者は、委託協議に基づきその管理範囲内の安全生産管理の職責を履行する。

第 32 条 生産経営事業者は、生産経営プロジェクト、場所、設備を、安全生産の条件を具備しない、または相応の資格を持たない事業者や個人に対して発注または賃貸してはならない。

生産経営プロジェクト、場所、設備を、その他の事業者が発注、賃貸する場合、生産経営事業者は請負業者、賃借業者と専門の安全生産管理協議を締結する、または請負契約、賃貸借契約の中で各自の生産管理職責について約定しなければならない。

第 33 条 生産経営事業者が発注する生産経営場所は、以下に掲げる安全生産管理職責を履行しなければならない。

- (1)賃借人に、賃貸場所の基本状況および安全生産要求について、書面で告知する。
- (2)同一の生産経営場所を使用する複数の賃借人の安全生産業務を、統一的に調整・管理する。
- (3)定期的に賃借人の安全生産状況を検査し、安全生産上の問題を発見したら速やかに是正させ、所在地の安全生産監督管理の職責を負う機関に報告する。

第 34 条 安全評価、認証、検査測定または検査を引き受ける機関は、以下に掲げる行為をしてはならない。

- (1)資格証書の改造、偽造、譲渡または賃借
- (2)資格証書の範囲を超える技術サービス活動への従事
- (3)技術サービスプロジェクトの譲渡、再委託
- (4)自ら設計した建設プロジェクトについて安全評価を行うこと。
- (5)無断で技術サービスプロセスや関連する内容を変更、簡略化すること。
- (6)虚偽または事実に反した報告を行うこと。
- (7)その他、法律、法規に所定されている違法行為

第 35 条 飲食サービスの経営者、事業者の食堂で、50kg 以上の液化石油ガスボンベを調理の熱源として使用することを禁止する。50kg 未満の液化石油ガスボンベを二つ以上使用する場合は、分散させて使用し、安全防護措置を講じなければならない。

生産事業者が、飲食サービスの経営者、事業者の食堂に、50kg 以上の液化石油ガスボンベを供給することを禁止する。

### 第三章 危険化学物の安全管理

第 36 条 危険化学物にかかる建設プロジェクトの新規建設、改造建設、拡大建設は、天津市の危険化学物の生産、貯蔵にかかる業界規則および指示に適合していなければならない。

運送手段のガソリンスタンド、ガススタンドを除き、天津市の外環道路の内側区域および各区の都市部において危険化学物の生産、貯蔵プロジェクトを新規建設してはならない。すでに建設したものは、市および区の人民政府が措置を講じて期限を設けて移転するか、事業内容を変更する。

第 37 条 危険化学物の生産、貯蔵建設プロジェクトの新規建設、改造建設、拡大建設を行う場合、周辺プロジェクトとの安全な距離について相応する種類の国家规定および基準を守らなければならない。

既存の危険化学物にかかる建設プロジェクトの周辺でプロジェクトの新設、改造、拡張を行う場合、安全距離に関する国の規定や基準に合致しなければならない。

第 38 条 危険化学物の生産、貯蔵、経営に従事する生産経営事業者、および危険化学物を使用し生産に従事し、使用量が規定数量に達している化学工業企業は、実際の生産経営地が登録登録したものと同じしていなければならない。

第 39 条 危険化学物は、規定どおりに専用倉庫、専用の場所または専用貯蔵室内に貯蔵し、貯蔵においては分類、配置分けを行い、専任者の責任で管理しなければならない。

危険化学物の貯蔵場所には明確な標識を設置し、危険化学物の人稱、種類、安全に関する説明、消化方法等の注意事項を明記しなければならない。

範囲を超える、量の制限を超える危険化学物の貯蔵は禁止され、また混用できない危険化学物を貯蔵場所に混在させることも禁止されている。

第 40 条 危険化学物の生産、貯蔵事業者は貯蔵している危険化学物の種類、数量、位置等の記録データを随時整備し、データのオフサイト・バックアップを取らなければならない。

第 41 条 危険化学物の生産、貯蔵に従事する生産経営事業者、および危険化学物を使用して生産に従事する化学工業企業で、工事技術、設備施設を変更する場合、先行してリスク分析を行い、リスクの制御方法を制定しなければならない。

第 42 条 危険化学物の生産、貯蔵、運送に従事する企業、および危険化学物を使用して生産に従事する重点化学工業企業は、安全モニタリング、制御システムおよび警報システムを設置し、リアルタイムのモニタリングを行い、安全生産監督管理の職責を負う機関の監視システムとインターネット接続しなければならない。

第 43 条 危険化学物の生産、貯蔵プロジェクトが比較的集中している工業団地内の化学工業集中区域、工業団地の管理機関は、3 年に 1 回全体安全評価を実施し、区域の安全リスクを科学的に評価し、安全リスクを消除、低減または制御するための措置を講じなければならない。

第 44 条 危険化学物の運送の安全にかかる特殊需要について、公安の交通管理機関は、条件を具備する区域内に危険化学物運送の専用車道を設置しなければならない。

危険化学物の専用車両は、設置された危険化学物の運送の専用車道を通行しなければならない。

#### 第四章 安全生産監督管理

第 45 条 安全生産の監督管理実行区は、人民政府の管轄地による管理を原則とする。中央政府の管理する天津市所在企業および市属企業の安全生産監督管理は、市レベルの安全生産監督管理の職責を負う機関および区の人民政府が共同で責任を負う。

第 46 条 市および区の安全生産の監督管理機関は、法によりその行政区域内の安全生産業務について、以下に掲げる総合監督管理の職責を履行しなければならない。

- (1)安全生産に関する計画、政策および基準に基づき、その行政区域内の安全生産状況を分析し、安全生産情報を公表しなければならない。
- (2)同じ行政レベルの人民政府の関係機関、および下位の人民政府の安全生産業務について、指導、協調、監督、検査を行う。
- (3)同じ行政レベルの人民政府の関連機関、および下位の人民政府の安全生産監督管理責任制の徹底状況についての監督と検査を実施する。
- (4)その行政区域内の安全生産に関する集中検査、および特別監督検査の実施に責任を負う。
- (5)安全生産に関する緊急対応救助業務を指揮し、法により生産安全事故調査の処理を行い、事故の調査処分および責任追及状況を監督する。

- (6)安全生産事故の総合集計分析業務に責任を負う。
- (7)その他、安全生産に関する法律、法規に所定されている職責

第 47 条 安全生産監督管理の職責を負う、安全生産監督管理、発展改革、工業情報化、公安、建設、交通運輸、市場監督管理、国土不動産管理、農業等の機関は、市の人民政府所定の機関職責分担により、関連する安全生産業務について特別安全監督管理を行わなければならない。

商務、教育、衛生、旅行、水資源、国有資産監督管理等の政府所管機関は、市人民政府所定の機関職責分担により、業界管理を行うとともに、その業界の関連する安全生産管理促進検査業務に責任を負う。

第 48 条 安全生産監督管理の職責を負う機関は、法により以下に掲げる職責を履行する。

- (1)生産経営事業者の安全生産に関する責任制度、および安全生産に関する規則制度の確立・整備および実施について、指導、監督、検査を行う。
- (2)生産経営事業者による国家基準および業界基準の実施、安全生産管理機関および人員の配置、安全生産に関する訓練・教育等の状況を監督、検査する。
- (3)法により安全生産に関する事項についての審査認可、行政処分を実施する。
- (4)業界または分野の安全特別検査、指導を実施し、関連事業者に事故の潜在的発生要因の総点検を指導し、実施させる。監督と検査により発見された事故の潜在的発生要因は、直ちに是正を命じなければならない。
- (5)その業界、分野に関連する事業者の緊急対応救助マニュアルの制定を指導、促進し、その業界、分野の安全生産緊急対応措置および救援を手配し、事故調査処理の業務を指揮し、それに参与し、適切な実施に協力する。
- (6)その他、法律、法規に所定されている安全生産監督管理の職責

第 49 条 安全生産監督管理の職責を負う機関は、事故の潜在的発生要因の総点検制度を確立して実施し、重大事故の潜在的発生要因について公示処分を行う。

第 50 条 安全生産監督管理の職責を負う機関が、安全生産監督管理の職責を履行する中で、専門技術にかかわる問題が発生した場合は、社会の専門組織等の第三者から、有償で専門技術のサービスの提供を受けることができる。

第 51 条 市および区の人民政府は、安全生産特別資金を設けて安全生産情報化の促進、安全訓練教育、事故の潜在的発生要因の総点検体制の構築、緊急対応救助体制の構築、

重大な危険の発生源の監視制御、重大リスクの防止、公共安全インフラおよび取締  
装備の配備等の用途に使用しなければならない。安全生産の特別資金は同じ行政レベ  
ルの予算に組み入れるものとする。

第 52 条 市および区の人民政府は、安全生産監督管理責任制の審査を政府機関の業績  
評価指標の体系に含め、評価結果を各行政レベルの人民政府、政府機関およびその  
責任者の審査評価とし、賞罰の重要な根拠としなければならない。

市および区の安全生産監督管理機関は、監察機関が安全生産に関する責任制度を  
履行せず、重大事故の潜在的発生要因が存在しているにも拘らず積極的に是正せず、  
責任制度の審査において不合格となった人民政府および政府関連機関、生産経営事業  
者の重要責任者に対して取り調べを行い、是正させ、取り調べの記録を作成しなけれ  
ばならない。

第 53 条 事業者または個人が、生産安全事故の潜在的発生要因や、事故について虚偽  
の報告や隠匿をしたなどの安全生産の違法行為について、安全生産監督管理の職責を  
負う機関に苦情申し立てや通報を行い、調査して事実であることが証明された功績の  
ある者に対し、報奨を与えることを奨励する。

## 第五章 緊急対応救助および事故調査処理

第 54 条 市および区の人民政府は、安全生産緊急対応救助体制および緊急対応指揮  
体系を確立・整備し、生産安全事故にかかる緊急対応救助マニュアルを制定し、緊急  
対応救助チームを確定し、緊急対応物資の貯蔵倉庫を設け、その級の人民政府の関連  
機関と下位の人民政府に安全生産にかかる緊急対応救助業務を指揮、協調して実施さ  
せる。

第 55 条 生産経営事業者は、その事業者の生産安全事故の緊急対応救助マニュアルを  
制定したうえ、所在区の人民政府が制定した生産安全事故の緊急対応マニュアルとの  
整合性を保ち、少なくとも毎年 1 回は、総合緊急対応マニュアルの訓練か、特別緊急  
対応マニュアルの訓練を行い、少なくとも半年に 1 回は現場対応措置の訓練を実施し  
なければならない。

生産経営事業者は、緊急対応救助チームを設け、相応の緊急対応救助用機材、設備  
を配備し、緊急対応の当直者を手配しなければならない。規模の比較的小さい生産  
経営事業者は、近隣の専門救援チームを設けている企業や事業者と救援協議を締結す

るか、合同で相応の救援チームを設けることができる。

第 56 条 生産経営事業者で生産安全事故が発生したら、事故現場の関係者は直ちにその事業者の責任者に報告しなければならない。

事業者の責任者は、事故報告を受けたら直ちに緊急対応マニュアルを発動し、事故発生場所の安全生産監督管理機関およびその他の安全生産監督管理の職責を負う関連機関に報告しなければならない。二つ以上の事業者にかかわる事故が発生した場合は、いずれの事業者にも報告を行わなければならない。

安全生産監督管理機関とその他の安全生産監督管理の職責を負う関連機関は、事故報告を受けたら、直ちに国の関連規定どおりに、事故の状況を上級機関に報告しなければならない。

第 57 条 生産安全事故の調査は、以下に掲げる規定により級別に責任を分担する。

(1)重大事故は、市の人民政府が事故調査チームを立ち上げ調査を実施する。

(2)大事故は、市の安全生産監督管理機関が関連機関を立ち上げ調査を実施する。

(3)一般事故は、事故の発生場所のある区的安全生産監督管理機関が関連機関を立ち上げ、調査を実施する。うち、重傷者や死者が出ていない、または経済的損失が 100 万元以下である場合は、事故が発生した事業者が調査を行い、調査処理結果を事故の発生場所のある区的安全生産監督管理機関に報告する。法律、法規で別途規定がある場合は、その規定に従う。

市の安全生産監督管理機関が必要と認識する場合は、その区的安全生産監督管理機関が調査すべき事故について、直接調査することができる。

第 58 条 事故調査を行う事業者が、事故調査チームを立ち上げなければならない場合は、国の関連規定に従って事故について調査し、事故調査報告書を作成し、事故調査を行った事業者より管轄の人民政府か、それにより授権された関連機関へ提出する。

事故調査チームのメンバーで、事故の原因、責任の認定、責任者の処理への提案等について意見が別れた場合、事故調査チーム長は結論を出す権限を持つが、事故調査チームメンバーの異なる意見は、事実どおりに反映しなければならない。

市および区の人民政府または授権された関係機関は、所定の期限までに、事故調査報告を認可しなければならない。

第 59 条 事故が発生した事業者および関連機関は、市および区の人民政府またはその授権された関連機関が認可した事故調査報告の処理意見どおりに、責任のある事業者および責任者に対して法により処理し、是正措置を徹底しなければならない。

事故が発生した事業者は、認可を取得してから 30 日以内に、事故調査を行った人民政府または安全生産監督管理機関に対して、実施徹底状況を送付報告しなければならない。

第 60 条 事故が発生した事業者が、事故について虚偽の報告や隠匿があったか、事故現場を破壊したことにより、事故の経過、原因および責任を調査で明らかにすることができなくなった場合は、当該事業者の生産安全責任事故であると認定してよい。

## 第六章 法的責任

第 61 条 生産経営事業者が、定期的にその事業者の安全生産業務について自主点検を行わない、または全従業員について安全生産責任制度を実施せず、定期審査も行わない場合、期限を設けて是正を命じ、5,000 元以上 3 万元以下の罰金を科すことができる。期限を過ぎても是正しない場合は、3 万元以上 10 万元以下の罰金を科す。

第 62 条 生産経営事業者が、本条例の規定どおりに安全生産管理機関の設置、または安全生産管理者の配備を行っていない場合、期限を設けて是正を命じ、5 万元以下の罰金を科すことができる。期限を過ぎても是正しない場合は、生産、操業の停止と整理を命じるとともに 5 万元以上 10 万元以下の罰金を科し、その事業者の直接責任を負う主管者およびその他の直接責任者に対して 1 万元以上 2 万元以下の罰金を科す。

第 63 条 生産経営事業者が、爆破、点火、クレーン作業、建築物の取り壊し、高所吊り下げ、土木掘削、パイプライン浚渫、狭小空間での作業や、国が規定するその他の危険作業を行い、本条例の規定に違反した場合、期限を設けて是正を命じ、10 万元以下の罰金を科すことができる。期限を過ぎても是正しない場合は、生産、操業の停止と整理を命じるとともに 10 万元以上 20 万元以下の罰金を科し、その事業者の直接責任を負う主管者およびその他の直接責任者に対して 2 万元以上 5 万元以下の罰金を科す。

第 64 条 生産経営事業者が、事故の潜在的発生要因の総点検制度を確立していない場合、期限を設けて是正を命じ、10 万元以下の罰金を科すことができる。期限を過ぎても是正しない場合は、生産、操業の停止と整理を命じるとともに 10 万元以上 20 万元以下の罰金を科し、その事業者の直接責任を負う主管者およびその他の直接責任者に対して 2 万元以上 5 万元以下の罰金を科す。犯罪を構成する場合は、法により刑事

責任を迫及する。

生産経営事業者が、事故の潜在的発生要因の消除措置を講じていない場合、直ちに消除を命じるか、期限を設けて消除させる。拒否して実行しない場合は、生産、操業の停止と整理を命じるとともに10万元以上50万元以下の罰金を併科し、その事業者の直接責任を負う主管者およびその他の直接責任者に対して2万元以上5万元以下の罰金を科す。

生産経営事業者が、事故の潜在的発生要因の総点検の状況について事実どおりに記録していない場合、期限を設けて是正を命じ、5万元以下の罰金を科すことができる。期限を過ぎても是正しない場合は、生産、操業の停止と整理を命じるとともに5万元以上10万元以下の罰金を科し、その事業者の直接責任を負う主管者およびその他の直接責任者に対して1万元以上2万元以下の罰金を科す。

第65条 生産管理事業者が、生産経営プロジェクト、場所、設備、安全生産の条件を具備しない、または相応の資格を持たない事業者または個人に発注または賃貸した場合、期限を設けて是正を命じ、違法所得を没収する。違法所得が10万元以上ある場合は、違法所得の2倍以上5倍以下の罰金を併科する。違法所得がないか、違法所得が10万元未満の場合、10万元以上20万元以下の罰金を科し、その事業者の直接責任を負う主管者およびその他の直接責任者に対して1万元以上2万元以下の罰金を科す。生産安全事故の発生により他人に損害をもたらした場合は、請負人、賃借人とともに連帯賠償責任を負うものとする。

生産経営事業者が、請負業者、賃貸業者と専門の安全生産管理協議を締結するか、請負契約、賃貸借契約中で各自の安全生産管理の職責を明確にしていなかったか、賃借業者の安全生産について統一的協調、管理を行っていない場合は、期限を設けて是正を命じ、5万元以下の罰金を科すことができ、その事業者の直接責任を負う主管者およびその他の直接責任者に対して1万元以下の罰金を科す。期限を過ぎても是正しない場合は、生産、操業の停止と整理を命じる。

第66条 生産経営事業者が、本条例に違反して50kg以上の液化石油ガスボンベを供給した、または使用した場合、ガスの管理機関より期限を設けて是正を命じる。期限を過ぎても是正しない場合は、2,000元以上2万元以下の罰金を科す。

第67条 危険化学物の専用車両について本条例の規定に違反し、設置した危険化学物運送の専用車道外で通行した場合、公安交通管理機関により車両の運転者に警告を与えるか、20元以上200元以下の罰金を科す。



第 68 条 重傷者、死者が出ない、または経済的損失が 100 万元以下の一般事故が発生し、事故の発生事業者が本条例の規定に従って事故調査報告を報告・送付しない場合、期限を設けて是正を命じる。期限を過ぎても是正しない場合は、2 万元以上 5 万元以下の罰金を科す。

第 69 条 生産経営事業者が法律、法規、規則および基準に所定の安全生産の条件を具備せず、生産停止、操業停止、整頓を命じても安全生産の条件をなお具備しない場合、安全生産監督管理の職責を負う機関より、管轄の人民政府に当該事業者の閉鎖を申請し、関連機関は法に従って関連証書・許可証を取り消さなければならない。

## 第七章 附則

第 70 条 本条例は、2017 年 1 月 1 日から施行する。